

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年6月8日

【発行者名】 IQ EQファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッド
(IQ EQ Fund Management (Ireland) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ポール・オシェイ
(Paul OShea, Director)

【本店の所在の場所】 アイルランド、ダブリン2、サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー76番
(76 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 中野 恵太
同 飯村 尚久
同 金光 由以
同 鋤崎 有里
同 小俣 雄基

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03)6212-8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ダイワ・ワールド・ファンド・シリーズー
ダイワ・ブラックストーン・プライベート・クレジット・ファンド
(Daiwa World Fund Series - Daiwa Blackstone Private Credit Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】 (i) 当初申込期間
(2023年4月3日から5月26日まで)
ダイワ・ブラックストーン・プライベート・クレジット・ファンドークラスA（米ドル建て）受益証券：100億アメリカ合衆国ドル（約1兆3,047億円）を上限とします。
(ii) 継続申込期間
(2023年6月1日から2024年6月28日まで)
ダイワ・ブラックストーン・プライベート・クレジット・ファンドークラスA（米ドル建て）受益証券：100億アメリカ合衆国ドル（約1兆3,047億円）を上限とします。

(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円貨換算は、便宜上、2023年1月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝130.47円）によります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年3月16日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、原届出書の提出後、管理会社としてのI Q E Qファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッドおよび受託会社としてのファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドと管理事務代行会社兼資産保管会社としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンとの交渉の結果、原届出書において記載したものと異なる内容により、管理事務代行契約および資産保管契約が締結されることに至ったことから、原届出書における両契約に関する記載を追加・訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線または傍線（下線の既に付してある見出しに関しては二重下線）で示します。

第二部 ファンド情報**第1 ファンドの状況****1 ファンドの性格****（3）ファンドの仕組み**

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

（前略）

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン (The Bank of New York Mellon)	管理事務代行会社	受託会社および管理会社との間で締結された2023年 <u>3</u> 月付管理事務代行契約 ^{（注2）} に基づき、ファンドの管理事務代行業務を行います。
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン (The Bank of New York Mellon)	資産保管会社	受託会社との間で締結された2023年 <u>3</u> 月付資産保管契約 ^{（注3）} に基づき、ファンドの資産保管業務を行います。

（後略）

<訂正後>

（前略）

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン (The Bank of New York Mellon)	管理事務代行会社	受託会社および管理会社との間で締結された2023年 <u>5</u> 月付管理事務代行契約 ^{（注2）} に基づき、ファンドの管理事務代行業務を行います。
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン (The Bank of New York Mellon)	資産保管会社	受託会社との間で締結された2023年 <u>5</u> 月付資産保管契約 ^{（注3）} に基づき、ファンドの資産保管業務を行います。

（後略）

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

2 関係業務の概要

（3）ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（「管理事務代行会社」および「資産保管会社」）

<訂正前>

管理事務代行会社

受託会社および管理会社は、2023年3月付管理事務代行契約に基づき、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンをサブ・ファンドの管理事務代行会社として任命しています。

管理事務代行契約に基づき、管理事務代行会社はサブ・ファンドに関する以下の管理事務代行サービスを提供する責任を負います。

- （a）純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の算出
- （b）サブ・ファンドの費用の支払の手配
- （c）サブ・ファンドの財務および会計記録ならびに明細書の作成および維持
- （d）受益証券の申込み、譲渡、買戻しの請求の処理
- （e）受益者名簿の管理

管理事務代行契約に別段の定めがある場合を除き、管理事務代行会社は、管理事務代行会社、管理事務代行会社の関連会社、または第三者委託先（かかる第三者委託先が合理的な注意を払って選任または監督されていない場合）の詐欺、悪意、過失または故意の違法行為に起因する費用、経費、損害、負債、請求（弁護士および会計士の費用を含みます。）を除き、受託会社が被る一切の責任を負うことはないものとします。

受託会社は、管理事務代行会社および管理事務代行会社の関連会社に対して主張される、あらゆる費用、経費、損害、負債および請求（受託会社または管理会社が主張するものを含みます。）、ならびにこれらに関する合理的な弁護士および会計士の報酬に対して、サブ・ファンドの資産から補償し、損害を与えないことに同意しています。ただし、受託会社は、管理事務代行会社または管理事務代行会社の関連会社自身の現実詐欺、過失、悪意または故意の違法行為に起因する費用、経費、損害、負債または請求について管理事務代行会社または管理事務代行会社の関連会社を補償する義務を負いません。上記の補償は、管理事務代行契約の終了にかかわらず、受託会社、その後継者および譲受人の継続的な義務となります。

（中略）

資産保管会社

受託会社はザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを、資産保管契約に従って資産保管会社に譲渡または引き渡されたすべての現金およびその他の資産の保管会社として任命しています。

資産保管会社の主な任務は、サブ・ファンドの資産を保管すること、サブ・ファンドに関して締結された取引を決済すること、サブ・ファンドの投資により発生するすべての収益を回収することです。

資産保管契約は、資産保管会社が、関連市場における一般的な規則、慣行、手続、状況を考慮し、これらの業務においてプロの資産保管会社が守るであろう注意と勤勉さの基準（以下「注意基準」といいます。）に従って義務を履行しなかったことによって生じたものを除き、サブ・ファンドに関して生じたいかなる損失に対しても責任を負わないことを規定しています。また、資産保管契約は、資産保管会社の資産保管契約の履行に起因または関連して資産保管会社が被った損失、経費、費用、損害および負債（合理的な弁護士費用および経費を含みます。）（本項において総称して「損失」といいます。）に対して、受託会社がサブ・ファンドの資産から資産保管会社に補償することを規定しています。ただし、資産保管会社が資産保管契約に基づく義務を注意基準に従って履行しなかった結果、または損失が資産保管契約の過失、詐欺、悪意または故意の違法行為によるものである場合は、この限りではありません。

（後略）

<訂正後>

管理事務代行会社

受託会社および管理会社は、管理事務代行契約に基づき、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンをサブ・ファンドの管理事務代行会社として任命しています。

管理事務代行契約に基づき、管理事務代行会社はサブ・ファンドに関する以下の管理事務代行サービスを提供する責任を負います。

- (a) 純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の算出
- (b) サブ・ファンドの費用の支払の手配
- (c) サブ・ファンドの財務および会計記録ならびに明細書の作成および維持
- (d) 受益証券の申込み、譲渡、買戻しの請求の処理
- (e) 受益者名簿の管理

管理事務代行契約に別段の定めがある場合を除き、管理事務代行会社は、管理事務代行会社、管理事務代行会社の関連会社、または第三者委託先（かかる第三者委託先が合理的な注意を払って選任または監督されていない場合）の詐欺、悪意、過失または故意の違法行為に起因する費用、経費、損害、負債、請求（弁護士および会計士の費用を含みます。）を除き、経費、費用、損害、債務または請求について一切の責任を負うことはないものとします。

受益証券の取得申込者（以下「取得申込者」といいます。）から申込書または他の文書を現実に受領することの不履行を含む管理事務代行会社による指図または記録、説明、情報、仕様もしくは文書の受領の不履行から生じる受託会社、管理会社またはサブ・ファンドが被る一切の損失、損害または費用について、管理事務代行会社は、責任を負わないものとします。この文脈上、管理事務代行会社が当該指図を実行し、および／または取得申込者が管理事務代行会社から管理事務代行会社によって現在用いられている様式による書面による受領確認を受け取るまで、かつ、これらが無い限り、申込書または他の文書を管理事務代行会社が現実に受領したとはみなされないものとします。

サブ・ファンド、受託会社または管理会社に対する管理事務代行会社の最大総累積責任額は、管理事務代行契約の期間中の一切の事由、行為または不作為に関して、その治癒が管理事務代行契約の他の規定によって除外されない場合、契約、衡平、不法行為、過失またはその他による訴訟または請求に基づくかどうかにかかわらず、当該責任の原因となった事由に先立つ12か月の期間中に管理事務代行契約に基づきサブ・ファンドの計算において支払われた報酬の総額を超えないものとします（以下「責任制限」といいます。）。ただし、管轄を有する裁判所が終局かつ確定した命令において管理事務代行会社が現実の詐欺行為または故意による不正行為を行ったと判断した場合、責任制限は適用されないものとします。

受託会社および管理会社は、管理事務代行会社および管理事務代行会社の関連会社に対して主張される、あらゆる費用、経費、損害、負債および請求（受託会社または管理会社が主張するものを含みます。）、ならびにこれらに関する合理的な弁護士および会計士の報酬に対して、サブ・ファンドの資産から補償し、損害を与えないことに同意しています。ただし、受託会社および管理会社は、管理事務代行会社または管理事務代行会社の関連会社自身の現実詐欺、過失、悪意または故意の違法行為に起因する費用、経費、損害、負債または請求について管理事務代行会社または管理事務代行会社の関連会社を補償する義務を負いません。上記の補償は、管理事務代行契約の終了にかかわらず、受託会社、その後継者および譲受人の継続的な義務となります。

（中略）

資産保管会社

受託会社はザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを、資産保管契約に従って資産保管会社に譲渡または引き渡されたすべての現金およびその他の資産の保管会社として任命しています。

資産保管会社の主な任務は、サブ・ファンドの資産を保管すること、サブ・ファンドに関して締結された取引を決済すること、サブ・ファンドの投資により発生するすべての収益を回収することです。

資産保管契約は、資産保管会社が、関連市場における一般的な規則、慣行、手続、状況を考慮し、これらの業務においてプロの資産保管会社が守るであろう注意と勤勉さの基準（以下「注意基準」といいます。）に従い、また過失、詐欺、悪意または故意の不正行為がない限り、義務を履行しなかったことによって生じた直接の損害を除き、サブ・ファンドに関して生じたいかなる損失に対しても責任を負わないことを規定しています。また、資産保管契約は、資産保管会社の資産保管契約の履行に起因または関連して資産保管会社が被った損失、経費、費用、損害および

負債（合理的な弁護士費用および経費を含みます。）に対して、受託会社がサブ・ファンドの資産から資産保管会社に補償することを規定しています。ただし、資産保管会社が資産保管契約に基づく義務を注意基準に従って履行しなかった結果によるものである場合は、この限りではありません。

（後略）